

高座清掃施設組合議会会議録

令和5年第1回定例会

令和5年3月30日

議 事 日 程

令和5年3月30日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3	議 員 提 出 議 案 第 1 号	高座清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
4	議 案 第 1 号	高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について
5	議 案 第 2 号	高座清掃施設組合個人情報保護審査会条例の制定について
6	議 案 第 3 号	高座清掃施設組合一般職の職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
7	議 案 第 4 号	高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について
8	議 案 第 5 号	令和5年度高座清掃施設組合一般会計予算

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

令和5年3月30日（木）午後2時35分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

荻原健司 議員	安田早苗 議員
齊藤慶吾 議員	竹田陽介 議員
内山恵子 議員	宇田川 希 議員
武藤俊宏 議員	森下賢人 議員
上田博之 議員	松本正幸 議員
橘川佳彦 議員	永井浩介 議員
守谷浩一 議員	市川洋一 議員
清水 剛 議員	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程4 議案第1号 高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について

日程5 議案第2号 高座清掃施設組合個人情報保護審査会条例の制定について

日程6 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

日程7 議案第4号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について

日程8 令和5年度高座清掃施設組合一般会計予算

4 説明のため出席した者 10名

組 合 長	内 野 優	総 務 課 長	菊 地 康 之
副 組 合 長	古 塩 政 由	施 設 課 長	平 本 和 彦
副 組 合 長	佐 藤 弥 斗	総 務 課 主 幹	鈴 木 茂
事 務 局 長	木 村 洋	施 設 課 主 幹	武 石 昌 明
次 長	松 本 友 樹	会 計 管 理 者	大 島 み どり

5 出席した事務局職員 5名

総務課副主幹	石 井 一 義	総務課主査	野 中 大 樹
総務課主査	丸 岡 太	総務課主事補	馬 場 洋 子
総務課主査	山 田 健 太		

6 傍聴者 11名

7 会議の状況

(午後2時35分 開会)

◎議長（荻原健司議員） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和5年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優） 令和5年第1回定例会招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

令和4年度を振り返りますと、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に追われた1年でありました。しかしながら、現在、感染者数は減少し、5月8日には感染症法の位置づけを2類から5類に引き下げることが決定されております。当組合においても、今後、国の対応方針を踏まえた感染防止対策を講じながら、ウィズコロナの時代に対応してまいります。

当組合といたしましても、安定的な管理運営に努めていくのはもちろんのことではありますが、令和5年度は、旧第二処理場の解体と本郷ふれあい公園（第二工区）の整備を本格的に進めていく予定であります。それに合わせて、本郷荘はじめ周辺施設の方向性についても、地元の意見をお伺いしながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

本日のご提案させていただく案件は、条例制定及び改正が4件、令和5年度当初予算の計5件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、上田博之議員、安田早苗議員を指名いたします。

それでは、組合長より本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優） それでは、本日ご提案申し上げます諸議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第4 議案第1号 高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定についてでございます。本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項について条例で定めたいもの

でございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第2号 高座清掃施設組合個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たに高座清掃施設組合個人情報保護審査会の設置について定めたものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてでございます。本件につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年制度等について所要の改正を行うためでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第4号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本件につきましては、特に高度の知識を有する職の日額報酬について見直しを行うためでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第8 議案第5号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。当初予算につきまして、基本的な考え方を述べさせていただきます。令和5年度当初予算での主な事業につきましては、第二清掃処理場等解体撤去工事及び（仮称）剪定枝リサイクルセンター整備事業、令和8年度の供用開始へ向けた本郷ふれあい公園（第二工区）整備事業、既存の塵芥処理施設、水処理施設、余熱利用施設及び公園等の適正な管理、以上3点を重点に予算編成を行いました。令和5年度から着手する第二清掃処理場等解体撤去工事及び本郷ふれあい公園（第二工区）整備事業は、可能な限り経費の削減に努め、国費等の確実な獲得に努めてまいります。また、ごみ焼却施設の運営維持につきましては、安定かつ確実に処理を行い、安心・安全な稼働を心がけ、余熱利用施設の運営維持につきましても、利用者が安心して利用できることを最優先に運営してまいります。以上のことから、令和5年度一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億7,965万9,000円とするもので、前年度比22.9%増、7億4,221万5,000円の増額となります。詳細につきましては事務局長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 組合長の説明が終わりました。それでは、日程第3 議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制

定についてを議題といたします。宇田川希議員の説明を求めます。宇田川希議員。

〔宇田川 希議員 登壇〕

◎（宇田川 希議員） それでは、海老名市選出の宇田川希でございます。日程第3 議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例について説明をいたします。

議案書2ページをお開きください。賛成議員各位の氏名につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧ください。

提出理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、高座清掃施設組合議会においても、個人情報の保護について必要な事項を定めたいためであります。

議案書3ページ以降が高座清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例でございます。令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、同法及び行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合されました。これにより、国や地方公共団体の機関等における個人情報の取扱いの共通ルールが定められた一方、改正後の個人情報保護法では、原則として議会は同法の適用外とされたところであります。すなわち地方公共団体の執行機関は、今回の法律改正によって、新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなりますが、地方議会におきましては、国会と同様、その自律的な対応に委ねられることとなったものであります。ついては、個人情報保護法の改正の施行までに、議会における個人情報保護に関する条例の制定など、議会として適切な対応を図る必要があることを踏まえ、この条例案を提案するものであります。

今回、この条例を提案するに当たっては、全国市議会議長会による例文や、構成三市議会が上程された条例案を参考として作成し、検察協議も行ったものであります。これまでは高座清掃施設組合個人情報保護条例の中に議会も含まれており、改正法の施行後においても、議会と施設組合が両輪となり、同じ方向で取り組むべきものであると考えます。議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

[宇田川 希議員 降壇]

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。守谷浩一議員。

[守谷浩一議員 登壇]

◎（守谷浩一議員） 議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

今回、国の個人情報の保護に関する法律の改正によって、議会では、個別に条例を制定することとなりました。国の個人情報保護法の改正の狙いは、個人情報を集積して、そのデータを企業などに利活用しやすい仕組みにすることです。収集した個人情報を第三者に提供するとき、本人の同意を得ない問題があります。守るべき個人情報を本人の同意もなく目的外利用し、外部提供して企業の利益につなげようということで、個人情報の保護は、むしろないがしろにされるという問題があります。

また、仮名加工情報や匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないようにするとありますが、性別、年齢、職業、郵便番号、家族構成など、情報を組み合わせれば個人を判別される可能性は排除できません。また、仮名加工情報や匿名加工情報の基になる個人情報ファイルがあり、その基ファイルからの漏えいの懸念もあります。さらに、国の個人情報保護法改正で死者の個人情報が対象外とされてしまい、本条例でも死者情報の取扱いが含まれておりません。以上の理由で本議案に反対し、討論を終わります。

[守谷浩一議員 降壇]

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(荻原健司議員) 次に、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(荻原健司議員) 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(荻原健司議員) 挙手多数であります。よって、議員提出議案第1号高座清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第1号 高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(木村 洋) 日程第4 議案第1号 高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の30ページをご覧ください。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、個人情報保護制度が同法による全国的な共通ルールに基づいて運用されることに伴い、必要な事項について条例で定めたいというものでございます。

議案書の31ページ以降が個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例でございます。内容でございますが、今後の本組合の個人情報保護制度について、法律が許容する範囲内で、現行条例の制度と同じ水準を維持することを前提として運用したいものでございます。

では、第1条からご説明申し上げます。第1条は、趣旨規定で、法の施行に関し必要な事項を定めるものとしてございます。

第2条は、用語について、法律で使用する例によるものと定めるものでございます。

第3条は、条例個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定で、法定事項でございます対象1,000人以上の個人情報ファイル簿の作成及び公表に加えまして、法定基準の人数未満であっても、個人情報ファイル簿として独自に作成、公

表することを定めているものでございます。

第4条は、個人情報の開示請求に係る手数料及び費用負担に関する規定で、法の規定によりまして手数料の額を条例で定めるというものでございます。当組合では手数料は無料といたしておりまして、写しの交付に要する費用については現行どおり徴収することを定めたいたしております。なお、写しの交付に係る実費の額につきましては、現行と同額として、規則において定めてまいりたいと考えてございます。

第5条は、審査会への諮問に関する規定で、個人情報の適正な取扱いを確保するため、本条例の改正など専門的知見に基づく意見が必要な際、審査会へ諮問ができることを定めるものでございます。

第6条は、運用状況の公表に関する規定で、毎年、一般に公表することを定めているものでございます。

第7条は、委任に関する規定で、条例の施行に関しまして必要な事項は、組合の機関が別に定めるとするものでございます。

最後、附則でございますけれども、第1項は、条例の施行期日を令和5年4月1日とし、第2項では、現行の高座清掃施設組合個人情報保護条例の廃止をするものでございます。

第3項から第11項まで、こちらは現行条例の廃止に伴いまして経過措置を、第12項、第13項では、今回の条例に関係いたします条例の文言の整理等を行うものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。松本正幸議員。

〔松本正幸議員 登壇〕

◎（松本正幸議員） 議案第1号 高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

今回、これまで地方自治体がそれぞれの観点で築き上げてきた個人情報を保護する条例をなくし、国が定めた個人情報の保護に関する法律に地方自治体が従うという、地方自治体が侵害されることが起きました。これは、この高座清掃施設組合などの公的機関においても同じです。その中で出されてきたのが、この施行条例です。デジタル化により便利になる部分もありますが、今進められているのは、行政が個人情報を集積し、そのデータを企業などに開放して利活用しやすい仕組みにすることを優先することで、個人情報の保護はないがしろにされています。行政が保有する個人情報をもうけの種として、本人の同意もなく目的外利用し、外部に提供して企業の利益につなげようとするものです。守るべき個人情報をもうけの種とすることが行政の仕事と言えるでしょうか。

特定の個人を容易に識別することができないものに加工しているという言い分、本人の同意も得ずに販売もできる匿名加工情報なるものもあります。実例として、これは地方自治体ではなく、住宅金融支援機構、昔の住宅金融公庫ですが、ここが約118万人の非識別加工情報を民間事業者である銀行に提供しました。提供された非識別加工情報には、性別、年齢、職業、勤続年数、年収、住宅取得以外の借入残高、さらに郵便番号、家族構成などなど23項目が含まれていたということです。幾ら匿名の加工がしてあるといっても、ほかの情報と組み合わせれば判別される可能性は排除できないと思います。例えば郵便番号243-0421であればさつき町に絞られますし、人工知能などでほかの情報と照合すれば個人の特特定もできてしまうかもしれません。今回、高座議会の条例には匿名加工情報は導入されていませんが、このような危険な運用ができる法律の下で施行条例です。今後、権勢の拡大のおそれもあるので静観はできません。

また、法施行後における開示決定期間が高座も含めて全体で60日とする 것도問題です。以上の理由で本議案には反対し、討論を終わりたいと思います。

〔松本正幸議員 降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（荻原健司議員） 挙手多数であります。よって、議案第1号 高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第2号 高座清掃施設組合個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（木村 洋） 日程第5 議案第2号 高座清掃施設組合個人情報保護審査会条例の制定についてご説明をいたします。

議案書36ページをご覧ください。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議案第1号においてもご説明をいたしました高座清掃施設組合個人情報保護審査会について規定をしてございました高座清掃施設組合個人情報保護条例を廃止いたしましたことから、新たに高座清掃施設組合個人情報保護審査会の設置について定めたいものでございます。

議案書37ページ以降が個人情報保護審査会条例でございます。

内容でございます。第1条は、趣旨規定で、組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとしてございます。

第2条は、設置規定で、開示決定等の審査請求に係る組合の機関及び議会の諮問に応じ、調査審議すること。個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合の市の機関及び議会の諮問に応じて調査審議すること。こちらを所掌事務として定めるものでございます。

第3条は、組織及び委員に関する規定で、個人情報保護制度に関し見識を有する者5名以内をもって組織する。任期は2年とする。そして守秘義務を課すとい

ったことを定めるものでございます。

第4条は、会長及び副会長に関する規定で、こちらは委員の互選により定めるとするものでございます。

第5条は、調査権限等に関する規定で、審議に際しての必要な調査権について定めるものでございます。

第6条は、意見の陳述等に係る規定で、審査請求人等から申立てがあった場合、口頭による意見陳述の機会を与えることについて定めるものでございます。

第7条は、意見書等の提出に関する規定で、審査請求人等が審査会に対し、意見書等を提出することについて定めるものでございます。

第8条は、提出資料の閲覧に関する規定で、審査請求人等が提出した意見書等の閲覧等につきまして、その方法を定めるというものでございます。

第9条は、会議に関する規定で、会長が招集し、委員の過半数の出席をもって開くことを定めるというものでございます。

第10条は、調査審議の非公開等に関する規定で、審査請求に係る審議については非公開、個人情報 の適正な取扱いを確保するための審議は公開とすることを定めるものでございます。

第11条は、答申書の公表等に関する規定で、諮問に係る答申をした場合は、答申書を公表し、その写しを審査請求人等に送付することを定めるものでございます。

第12条は、委任に関する規定で、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとするものでございます。

第13条は、罰則規定で、現行条例と同様、秘密漏えいに関する罰則を定めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日は令和5年4月1日といたしたいものでございます。

第2項では、委員の委嘱に関して準備行為ができる旨を規定いたしております。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。守谷浩一議員。

[守谷浩一議員 登壇]

◎（守谷浩一議員） 議案第2号 高座清掃施設組合個人情報保護審査会条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本条例は、議案第1号の高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例とセットのものです。個人情報保護審査会の内容について定めたものでありますが、国の個人情報保護法改正と同様の問題につながります。よって、本議案に反対し、討論を終わります。

[守谷浩一議員 降壇]

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（荻原健司議員） 次に、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（荻原健司議員） 挙手多数であります。よって、議案第2号 高座清掃施設組合個人情報保護審査会条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（松本友樹） 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の定年等に関

する条例等の一部改正等についてご説明申し上げます。

議案書は42ページからとなります。それでは、主な改正内容についてご説明いたします。令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に定年年齢を65歳まで引き上げていくことについて定めるものでございます。

次に、管理監督職勤務上限年齢制の導入につきましては、管理監督職に就くことができる年齢を60歳までとして、翌年度には管理監督職以外の職に降任する規定を定めるものでございます。

次に、定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入につきましては、60歳に達した日以後、最初の4月1日から定年退職の日までの間に退職した職員を短時間勤務の職に採用できる規定を定めます。

また、定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止し、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用の制度を暫定的に措置するための規定を定めます。

次に、60歳に達した職員の給料月額の特例として、当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日以後、最初の4月1日以降は7割水準とすることを定めます。

最後に、情報提供・意思確認制度の新設として、職員に対し、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務意思を確認するための規定を定めます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の定年等に関する条例等の一部改正等については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第4号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（松本友樹） 議案第4号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の66ページをお開きください。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。本案は、情報公開審査会、個人情報保護審査会及び行政不服審査会、以上3つの審査会委員の報酬につきまして、特に高度な知識を有する職にある委員について加算を行う場合に、加算の対象とする職を明確に定めるものでございます。

改正内容といたしましては、3つの審査会委員について報酬日額「8,700円」を「8,700円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。」に改めたいものでございます。

また、次項に「『特に高度の知識を有する職』とは、医師（歯科医師を含む。）、弁護士、大学教授又は准教授及び司法書士をいう。ただし、その職であることを要件として委員となっている場合に限る。」という要件を定めるものでございます。なお、別冊の参考資料に詳細及び新旧対照表を記してございますので、後ほどご高欄いただければと存じます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。守谷浩一議員。

〔守谷浩一議員 登壇〕

◎（守谷浩一議員） 議案第4号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、非常勤特別職のうち、特に高度の知識を有する職の日額報酬に6,000円を加算するとのことです。この特に高度の知識を有する職とは、医師、弁護士、大学教授または准教授及び司法書士とのことです。対象となるのは情報公開審査会、個人情報保護審査会、行政不服審査会の各委員です。法令で定められた審査会などにおいて、報酬が増える人と増えない人があるというのは問題と考えます。また、今回は行政書士は入っていませんが、今後、行政書士をはじめいろいろな職に拡大されることが懸念されます。以上の理由で本議案に反対し、討論を終わります。

〔守谷浩一議員 降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（荻原健司議員） 挙手多数であります。よって、議案第4号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第5号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（木村 洋） 議案第5号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

別冊の予算書をご覧くださいませでしょうか。予算書9ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億7,965万9,000円と定めたいものでございます。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表 継続費によるものでございます。

第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表 債務負担行為によるものでございます。

第4条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表 地方債によるものでございます。

第5条、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めたいものでございます。

10ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算の歳入でございませ。

1 款分担金及び負担金は24億1,551万7,000円で、対前年度比2.4%の減でございます。減額した主な要因は、前年度からの繰越金の増額を見込んだことによるものでございます。

2 款使用料及び手数料は4億624万9,000円、対前年度比1.2%の減でございます。減額の主な要因は、2項手数料の事業系一般廃棄物搬入量の減少を見込んだことによるものでございます。

3 款国庫支出金2億7,918万8,000円、対前年度比811.5%の増でございます。増額した主な要因は、第二清掃処理場等解体撤去工事によるものでございます。

4 款県支出金は5,926万6,000円、対前年度比67.3%の増でございます。増額の

主な要因は、第二清掃処理場等解体撤去工事によるものでございます。

5 款繰越金 2 億 5,000 万円は、対前年度比 66.7% の増でございます。

6 款諸収入 43 万 9,000 円、対前年度比 74.2% の増でございます。こちらの主な要因は、雇用保険被保険者負担金の料率の上昇によるものでございます。

7 款組合債 5 億 6,900 万円、対前年度比 319.3% の増でございます。こちらの主な要因は、第二清掃処理場等解体撤去工事によるものでございます。

歳入合計は 39 億 7,965 万 9,000 円、対前年度比 22.9% の増でございます。

続いて、11 ページ、歳出でございます。

1 款議会費は 115 万 6,000 円、前年度と同額でございます。

2 款総務費 3 億 8,917 万 1,000 円、対前年度比 2.4% の減でございます。こちらの減額の主な要因は、保存文書のマイクロフィルム化を見直したことによるもの、また、海老名市への固定資産税相当額交付金の減少によるものでございます。

3 款民生費 2,594 万 2,000 円、対前年度比 8.6% の減でございます。こちらの主な要因は、施設の修繕の内容によるものでございます。

4 款衛生費 22 億 5,872 万 3,000 円、対前年度比 56.8% の増でございます。増額の要因は、第二清掃処理場等解体撤去工事によるものでございます。

5 款土木費 1 億 2,172 万 2,000 円、対前年度比 16.6% の増でございます。こちらの増額の要因は、本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事によるものでございます。

6 款教育費は 1 億 2,381 万 1,000 円、対前年度比 40.1% の減でございます。減額の主な要因は、前年度は屋内温水プールの外壁等の修繕工事を予算措置したことによるものでございます。

7 款公債費 10 億 2,913 万 4,000 円、対前年度比 0.1% の増加でございます。

8 款予備費は 3,000 万円、前年度と同額でございます。

以上、歳出合計が 39 億 7,965 万 9,000 円で、対前年度比 22.9% の増でございます。

12 ページをお開きください。上段が第 2 表 継続費でございます。

4 款衛生費 1 項清掃費の第二清掃処理場等解体撤去工事の総額が 22 億 6,657 万 2,000 円、年度及び年割額は令和 5 年度が 7 億 9,329 万 8,000 円、令和 6 年度 10 億

1,995万3,000円、令和7年度4億5,332万1,000円でございます。

続いて、5款土木費1項都市計画費の本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事、こちらの総額が14億7,203万1,000円、年度及び年割額は令和5年度が6,983万9,000円、令和6年度2億8,043万4,000円、令和7年度が11億2,175万8,000円でございます。

下段が第3表 債務負担行為でございます。

工業薬品購入の期間は令和6年度、限度額は143万8,000円、機器校正業務の期間が令和6年度、限度額は18万円、分析業務の期間は令和6年度、限度額が20万2,000円でございます。

（仮称）剪定枝リサイクルセンター建設に伴う生活環境影響評価調査業務委託の期間、こちらが令和6年度、限度額は506万円でございます。

第二清掃処理場等解体撤去工事施工監理業務委託の期間が令和6年度から令和7年度、限度額は1,632万4,000円でございます。

本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事施工監理業務委託の期間が令和6年度から令和7年度、限度額は2,932万6,000円でございます。

13ページが第4表 地方債でございます。

マテリアルリサイクル推進施設整備事業の限度額が5億2,830万円、本郷ふれあい公園整備事業の限度額が4,070万円でございます。そして、起債の方法、利率、償還等の方法につきましては記載のとおりでございます。こちらの限度額の合計は5億6,900万円でございます。

15ページから45ページが歳入歳出予算事項別明細書、46ページから53ページは給与費の明細書、54、55ページが継続費に関する調書、56、57ページが債務負担行為に関する調書、58、59ページが地方債に関する調書、61ページ以降は分担金の明細となっております。

また、予算説明資料を併せて配付させていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方はどうぞ。松本正幸議員。

◎（松本正幸議員） 剪定枝のリサイクルセンターについて伺いたいと思います。最初に、この施設の処理能力はどのくらいあるのか、伺いたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、ただいまのご質問の剪定枝リサイクルセンターの予定している処理能力についてお答えいたします。基本的には令和5年度に発注いたします整備基本計画、この委託業務の中で決めたいというふうに考えているところでございます。ただ、最低の処理能力といたしましては、1日5tを処理できる規模をベースとして検討していきたいところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 松本正幸議員。

◎（松本正幸議員） どうもありがとうございました。それともう一つ、生活環境影響調査の調査項目はどんな項目があるのかと、特に異臭の問題が心配されるんですけれども、その辺はどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） 続きまして、生活環境影響調査の調査項目についてのご質問でございます。現在、調査項目として想定していますのは、1つが大気質、それから2つ目としては騒音、3つ目としては振動、4つ目としては悪臭、この4つの項目を調査するように、今、検討しているところでございます。

それから、仮にセンターをつくった場合の臭気の問題のご質問でございますけれども、私ども、他の類似施設を実は見学しております。そこの施設を見学した際には、施設の建屋の外ではほとんど臭いがなかったところでございます。ただ、これについては個人的な感覚でございますので、ご質問いただいているように、生活環境影響調査の中できちんと検証してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。市川洋一議員。

◎（市川洋一議員） 幾つか質問させていただきたいと思います。当年度は、歳入予算のうちの負担金が大分減額されているようなんですが、先ほどの説明ですと、繰越金の流用があったために、各市への配分、負担金の低減が行われているというふうなことなんですが、この負担金の配分の問題で、本来は焼却量が少なくなれば負担金は少なくなると思うんですが、今回、繰越金を流用して減らした

ということなのですが、この辺のいきさつ等をご説明いただきたいのと、この負担金というのは、繰越金を流用されているというのは今回だけなのか、それともこれまでも過去あったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） 分担金、負担金の部分でございますけれども、まず、分担金はいろいろ種類がありますが、運営費の分担金が、今回、繰越金が増えたということで増額になってございます。そしてまた、建設費分担金は第二処理場の解体工事があるということで、こちらも変更になってくるというものです。そして繰越金のことですけれども、まずは3年度の予算を執行した中で、当時、コロナで巣籠もりがあり、社会活動、経済活動が非常に低迷して、ごみ処理量も減り、また、委託の業務、ごみ処理だけではなく各種の、例えばこのセンターとかプールとか、こういった部分のお金がかからなかったということで、3年度から4年度にかけて繰越金が予想より非常に多かったという状況がございました。その4年度の予算が今ちょうど執行中ですが、ここで3年度の繰越金が非常に多く残ったということが決算で分かりましたので、その分が想定よりも、今度、5年度に引き継ぐ繰越金は、やはり今までの執行状況を比べて必然的に大きくなるだろうという格好で、今回このような結果になろうと分析をいたしました。なので、この部分はコロナがあったからということで、このくらいで収まるのかなと、特殊要因なのかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 市川洋一議員。

◎（市川洋一議員） ありがとうございます。コロナが影響しているということで繰越金が増えてしまったということで、これは今回のケースとして起こってしまったというふうなことだと思うんですが、先ほども、これから本郷荘を改築したり、第二処理場部分の解体等が行われるということで、ここで、組合として基金みたいなものは考えておられるのかどうかをお願いしたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） 事務レベルのサイドでは、その話題は出ております。しかしながら、一部事務組合の性質上、基金を設けることが適正なのか適正じゃないのかという問題があります。やはり負担金で成り立っておりますので。しかしながら、今後、先ほど申し上げたとおり、解体だけでも22億円かかります。それ

から剪定枝の施設、あるいは今後予定されております温浴施設、それから、つくった後の維持管理費等も出てくるわけでありまして。しかしながら、当然三市の財政状況は大変厳しい。今年度は各市町村多いわけでありましてけれども、人口が減ってくることによって税収は減ります。しかしながら、施設は維持しないといけない。そういったものを含めると、当然そういった基金、いわゆる繰越金が出たときに、一旦、各市町村に返すのではなくて、それを一定キープしながら、いわゆる負担金を平準化していく、そういったことは必要だということで、事務レベルでの話し合いとなっています。よって、この令和5年度に三市と高座と協議しながら、基金の設立に向けて検討したいというのが私の考え方でありまして。以上であります。

◎議長（荻原健司議員） 市川洋一議員。

◎（市川洋一議員） ありがとうございます。ぜひ繰越金があるのであれば基金に積み立てるというふうなことを、これは三市議会です承を得ないといけないと思うんですが、そんなことも考えてもらって、本郷荘の移築であるとか、第二処理場の解体だとか、そういうふうな基金にしていっていただければなというふうな考えを私は持っていますので、ぜひお願いしておきます。

それとあと、先ほどから、第二処理場の解体の跡に剪定枝のリサイクルセンターを建設というふうなことで、先ほど規模の話で、日量5 tぐらいというふうなことなんですけれども、これは今も座間市ではバイオマスで剪定枝の資源化を行われていますし、綾瀬市ではチップ化というふうなことで、リサイクル的な要素で資源化というふうなことを行われているわけです。今回つくるリサイクルセンターというのは、（仮称）剪定枝というふうなことになっているんですが、どのようなことを狙われているのかどうか。まずそういうふうなところから狙いを定めていかないと、どのくらいの費用がかかるのかというふうなことが決まらないのかなというふうに私は理解しているんですが、そこら辺の考えについてまずお聞きしたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） ただいまご質問いただきました、今回こういう施設をつくる中で、既に構成市でこういった取組をしているんじゃないか、それに対してどう取り組むかということで質問の内容を理解しているんですけれども、基本

的には、構成三市でそれぞれ剪定枝を、市民の方が排出したものを回収してリサイクル化しているというのは事実でございます。ただ、回収するに当たって、それぞれ取り決めがあるかと思えます。例えば幹の太さとか、枝の長さとか、そういった基準があります。あと、場合によっては電話予約等にして個別に伺うというものがあります。ですから、そういった収集じゃない方法を、いわゆる構成三市がやっていないやり方、部分を、できれば組合の施設の中で補っていききたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 市川洋一議員に申し上げます。会議規則により、質疑は同一議題について3回までとなっております。

◎（市川洋一議員） 今の剪定枝の話ですけれども、最後にさせていただきたいと思えます。まだこれからの話で、十分検討の余地があるのかなというふうに理解しています。ただ、座間市なんかは小田急とタイアップされて、タブレットを使った剪定枝の巡回、うまく回収するためのものを使ったり、iPadを使ったり、いろんなやり方が幾つかのところで行われているのかなというふうなことがありますので、そういうふうなものも参考にされて、今後十分検討していただきたいと思いますというふうなことで、これもお願いとしておきます。以上です。ありがとうございました。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑のある方。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） まず、予算書35ページの歳出で、じん芥処理施設等運営・維持管理業務の9億9,444万9,000円について伺います。説明資料ですと19ページにあるわけですが、この中で、ごみ処理の費用見通しと、それから主灰、飛灰のそれぞれ資源化の見通しの金額や単価、両方出ているわけですけれども、主灰資源化で、委託先が、前の焼却炉のときに委託していたところと比べてどう変わったのか、その変わった理由は何なのか。

そしてまた、今、物価高騰ですけれども、その物価高騰を受けて灰資源化の費用がどう値上がっていて、予算にしていくに当たって、その算定根拠というのは何なのかというのを伺いたいと思えます。

次に、同じ35ページですけれども、（仮称）剪定枝リサイクルセンター整備基本計画及びPFI等導入検討1,650万円について伺います。PFI等調査をするということなんですけれども、直営の場合との比較とかが考えられるわけです

が、委託内容としてどんなことを考えられているのか伺います。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、1番目のじん芥処理施設等運営・維持管理業務についてお答えいたします。まず、直営のときと比べて、今回、委託先が替わった理由でございます。今回、処理に当たっては、高座エコクリエーションのほうにこの施設の業務を委託しているわけですけれども、その処理先の選定についても、一応先方のほうに任せているところでございます。それで一定の組合との契約に基づいて、委託先が決めたといったところでございます。

あと、委託費の増額の理由でございます。これは、やはりご他間に漏れず物価変動によるところが大きいといったところでございます。特に資源化単価が上昇したことが主な要因でございます。

続いて2番目の（仮称）剪定枝リサイクルセンター整備基本計画及びPFI等導入検討について、どのような内容でというところのご質問でございます。まず、施設の整備基本計画、それから環境影響評価予測条件図書、この策定業務を行います。

また、PFI等導入検討といたしましては、施設の運営などの事業に関して、民間が持つ専門的な手法等のノウハウを活用することにつきまして検討したいと考えております。その中で、事業の経済性についても調査検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） ご説明ありがとうございます。まず、委託先の現在の灰の受入先は具体的にどこの業者なのかというところを伺いたいのと、資源化単価の上昇というお話がありましたが、19ページの説明資料によると、主灰のほうは1t単価4万2,181.2円、飛灰のほうは4万9,150.6円ということで、幾らから幾らぐらい、あるいは幾ら分が上がったのかというところを伺いたいと思います。

そして、PFI等調査のほうですけれども、民間が持つノウハウという表現が出てきました。そもそも今回の新炉のところはDBO方式だったわけですね。PFI等ですからいろんなことが考えられるわけですけれども、そのノウハウというのは具体的に何なのか。その事業の経済性という面でも、表現としては否定するものではないですけれども、具体的にそれがどういうことを意味してくるの

か、それを伺いたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、まず塵芥処理施設の主灰、飛灰の委託先でございませけれども、3社でございます。1つがツネイシカムテックス株式会社、もう一つがメルテック株式会社、そしてもう一つが中部リサイクル株式会社、以上3社になっております。いわゆる増額のもう少し具体的なお話というところでございますけれども、例えば主灰につきましては、最大で約3割上昇しております。あと、飛灰についても同様に上昇しているところでございます、そういったことから、今回増額というふうになったところでございます。

続きまして、2番目のPFI等の導入検討の中について、民間が持つ専門的な手法、ノウハウというところがございますけれども、いずれにしましても私も、やはりこういう公共団体というところで、具体的にそういう民間手法のところの独自のノウハウを持っておりませんので、まさにそういうところを委託によっていろいろ教えていただきたいとか、検討させていただきたいというところでございます、では、具体的にどうするかというところは、今後、受注いたします業者と調整していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） ありがとうございます。もう一つ、事業の経済性も否定するものではないんですけども、だから、これは高座側の意図というのがあるわけですよ。だから、委託をかけるに当たってどんな観点で、あるいはどういった先進施設か分からないですけども、そういったことを伺えればということで、事業の経済性のほうについてもお願いします。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） 経済性についても、そのノウハウという観点と、すみません、一くくりに考えていたわけでございますけれども、基本的には、民間がやるとなりますと、当然独立採算という視点で考えなきゃいけないというふうに考えています。ですから、その辺で、今回、いわゆる剪定枝というものを受入れて処理したときに、そういう独立採算で採算が取れるのかどうか、そういったところを経済性という視点から検討していきたいというふうに考えているところで

ございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。上田博之議員。

◎（上田博之議員） それでは、私からも2点お願いいたします。まず1点は、歳出の総務費のところの減という理由で、マイクロフィルムによって減になったというご説明がありました。このところをちょっと詳しく説明しておいていただきたいと思います。

2点目は、今もずっと質疑がありました剪定枝のリサイクルセンター整備事業に関わる場所ですけれども、この剪定枝のリサイクルでは、堆肥化、それからバイオマス化、チップ化などが普通に考えられるわけですけれども、高座ではどのような資源化を想定しているのか、まず教えていただきたいと思います。

それからあと、剪定枝の回収では、葉っぱがついたままでは回収できなくなると、なかなか回収が促進されないという面がありますけれども、葉っぱがついたままでもリサイクルできる仕組みを考えていくのかどうか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、チップ化ということなんですけれども、このチップをどのように活用しようと考えているのか、まず最初に教えていただきたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） では、私のほうからは、マイクロの関係を答えさせていただきます。高座では、数年前からマイクロフィルムで撮影して文書の保存に取り組んでまいりました。そこでやっている中で、特に永年文書の保存につきまして、永年文書を撮ります、フィルムは残っています。原本の取扱いをもう少し曖昧に、言い方が悪いですが、原本も取っておいてフィルムを残しておくのか、捨ててしまえる原本もあるのではないかと、こういった判断がないままに、取りあえず撮っちゃって、文書もためておいてという形で今まで持ってきましたので、そこをきちんと整理したい。また、文書管理規程も、私の目で見ると今の事業と合っていない、ちょっと古いところも残っちゃっていますので、その辺の文書管理についても5年度でしっかり見直そうということを企画いたしましたので、なので1回、5年度、マイクロフィルムの撮影自体も止めてしまって、まず文書管理をきっちり整理したいという期間として捉えて、この分の委託料を減と

したというものでございます。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、2番目の剪定枝リサイクルセンターの関係でちょっとお答えさせていただきます。まず1点目のリサイクルセンターのリサイクル後の生成物でございます。現時点では、ご質問いただきました堆肥化及びバイオマス化、これについては想定しておりません。

2点目のいわゆる葉っぱ等の受入れでございます。受入れ可能な対象物として、現段階での方向性といたしましては、光合成由来のものはできる限り受入れしていきたいというふうに考えています。したがって、枝についている葉っぱについても対象物に含めたいという意向でございます。ただ、これはあくまでも整備基本計画を策定する前の方向性でありますので、まだ決定ではないということをご理解いただきたいと存じます。

続いて、取引先でございますけれども、受け入れた剪定枝などを破砕して再利用する場合は、一応大きく分けてチップ、ペレット、コークス、大体この3つが主なものでございます。これらについて現在どのような市場性があるのか、令和5年度の委託の中で検討し、どういったところで需要が高いのか、逆にいうと、それによってどういったものを生成していきたいのか、そこまで詰めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 上田博之議員。

◎（上田博之議員） ありがとうございます。マイクロフィルムの件は分かりました。しっかりと整理して進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それで、剪定枝のリサイクルですけれども、考えているのはチップ化が基本であるということで、ペレットとかコークスということも考えているということなんですけれども、この近隣で町田市にやはり剪定枝のリサイクル事業をやっているところがありまして、そこを調べると、町田市は人口43万人で、ここに運び込まれる剪定枝は毎月約100tで、年間で1,200～1300tになっているわけですが、この座間、海老名、綾瀬も30数万人いて、先ほど日量5tということをおっしゃいました。そうすると、20日間稼働しても、やはり町田と同じ100tということが想定されるわけですが、年間ですと1,200tにも

及ぶチップとかそういったものが、今の形で本当に流通するのか、使用されるのかというところの見通しが私は見えないんですね。非常に量が多くなりますので、それが本当に活用できるのかということも、もう一度お伺いしたいと思います。

それであと、先ほど独立採算制ということもおっしゃいましたけれども、町田の場合は堆肥化が基本なんですけれども、こちらではもう全然独立採算というレベルではなくて、年間でも277万円の売価しかないわけなんです。ですから、かける投資額に対して回収できるものはほとんどゼロに近いような事業になっているかと思うんです。それがチップ化によればそうではないということであればいいですけれども、その辺をどのように見ているのか教えていただきたいと思います。

それからあと、先ほども既に座間市や綾瀬市などでは独自に剪定枝のリサイクル事業を行っているということがありましたけれども、それを例えば全て高座のほうに持ってきたと仮定した場合に、この三市での剪定枝の総量をどのように算出しているのか、見通しを持っているのか教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） まず1点目は、生み出されたものが果たしてどれだけ消費されるのかということかと思います。先ほどもちょっと、ほかの自治体の施設を見学したというお話をさせていただきました。同じ県内の自治体なんですけれども、そこでは大体、年間1,300 tのチップが出ていまして、全て受入先が決まっているということでございます。実は先日も、民間のいわゆるバイオ発電の施設に行ってきたんですけれども、そこはできる限りどんどん受け入れて発電もしていきたいというふうなお話もございましたので、そういうところも視野に入れながら、受入先については検討していきたいというふうに考えております。

それから、どのような見通しなのかというような意味合いのご質問だったかと思えます。実際、令和3年度の組成分析の結果、木、竹、わらが可燃ごみの大体13%、現在も含まれているところがございます。それを例えば木類に換算しますと年間約732 tになりまして、そのうちの何割かを受入れできたらなというところで見通しを立てているところがございます。

それから、三市の状況でございますけれども、やはりこういった処理量の中で、需要があるというふうに私どもは考えております。現実的に公共施設で生み出される剪定枝は、今、全て民間のほうに持っていつているかと思えます。できればそういう公共施設から生み出されるものも、組合のほうで受入れできたらなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 上田博之議員。

◎（上田博之議員） 1,300 t ものチップが全て受け入れられているというところは少し安心する情報ではありますけれども、さらに高座のほうでの1,200 t がそれにプラスアルファで需要があるのかどうかということもよく調査をしていただきたいというふうに思います。

それで、組成分析で13%が木や竹などだということがありましたけれども、そうすると13%が何tになるのかということをちょっと教えていただきたいのと、それからあと、公共施設などの剪定枝が、今、民間に搬入されて処理されているということなんですが、この公共施設で出てくる剪定枝の量というものを具体的に把握されているのかどうか。多分これは把握されていないと思うんです。綾瀬市のほうに聞いてもよく分かっていませんでしたので、それを高座のほうで把握できているとは思えないので。そういったことをちゃんと把握して事業は進めていただきたいし、検討していただきたいと思いますので、その辺のお考えをよろしくお願いいたします。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） まず、最後の公共施設から生み出される剪定枝をどこまで把握しているかというところでございますけれども、できれば来年度の業務委託の中で各市に調査をかけて、数量を把握していきたいというふうに考えています。そういうものをトータルして、実際の稼働能力をどこまでにするのか整理していきたいというところがございまして、まだ今の段階ではそういう数字のほうで把握していない。来年度に向かってそういうところをやっていきたいということでございます。

それから、仮にその13%を量に換算しますと、年間732 t になるかというふうに考えています。ですから、そのうちの何割かがリサイクルに回れば、現在の焼却量に対して負担が軽減できるというふうに考えているところでございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。武藤俊宏議員。

◎（武藤俊宏議員） 先ほど質疑の中で、5ページの繰越金を投入した場合に、組合長の答弁の中で基金を含めたというお答えがありました。その基金を検討しているということでしたけれども、本来の分担金を基金にというのは、通常の中で目的がどのように進めているというようなお話でご答弁だったのか、ちょっとその内容について、事務のレベルということでしたので、ちょっとお聞かせください。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） 組合長の答弁でもちょっと触れられておったかと思いますが、やはりこれから剪定枝の施設ですとかを造っていく、新設をしていく部分に初期投資もかかる、そういったお金、また、あとは維持管理のメンテナンスについても、今年度、プールの外壁の補強を7,000万円近くかけてやっておりますので、それがあまり急激に出っ込み引っ込みがあってもいけませんので、そういった維持管理にかかる費用、こういったものをなるべく平準化をしたいという目的を持って、基金であれば考えたいと考えてございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 武藤俊宏議員。

◎（武藤俊宏議員） 公共施設の例えば再編で、施設を更新するときに基金があるんですが、通常の中の建設というのは急遽起こる場合のことでありまして、基金というのは目的が必要だと思うんですよね。例えばそれを言い出すと、1市だけでやっていない、例えば大和斎場組合とか消防組合、こういったものは事務組合としてやっているの、各市ごとでもう1回議会でしっかりとしないといけないと思うんです。私どもの市では再編計画を組んでおりまして、施設ごとの総量を出して、どこを統合し、どこを減らしていくかと同時に施設の内容をやっていくということだと思うんですよね。それからすると、今のご説明は分かるんですけども、実際、何を対象にその基金の目的というのを考えていらっしゃるのか。施設の更新なのか、新たな事業に対するものなのか。それによって基金というものがちょっと違ってくるんじゃないのかなと思いましたので、ちょっとその点についてお答え願えますか。

◎議長（荻原健司議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） 各市でいろんなやり方がありますが、海老名市で

は、はっきり言って、公共施設再編計画をつくりながら、公共施設再編基金というのを持っています。安全・安心基金。それも財調と同じぐらい持っております、もう30億円ぐらいの規模で持っています。それは、施設を更新、改修したり、統廃合を図ったり、維持管理をしなきゃいけない。統廃合があった場合、あるいは新しくものを造る、そういった部分で持っています。あるいはシステム基金も持っています。システム基金というのは何かというと、国が進めたiPadが一斉に全国で始まりました。綾瀬でも座間でも海老名でも、一括して学校でiPadを買ったと思います。それは国が今回出しましたけれども、次の更新、いわゆるIT機器については5年ごとに変わってきますので、順番でやることはできませんので、そういった基金も持っております。様々な基金の目的があります。当然今回、この基金をつくるに当たって、今後こういった形の目的で、こういった形の使い方をするかということをしっかり決めた後に基金の設立をしていきたい。なぜならば、それをやらないと、三市の負担金は、何かあったときにぐんと上昇します。

今、当然、この三市の中で将来負担率を上げているのは高座施設組合の施設建設であります。それがなければ、海老名市は将来負担率は上がっておりません。そういった部分で考えると、将来負担率が上がっていかないようにするには、維持管理費をちゃんと適正にやりながら、それをやっていくことによって、この焼却炉の延命というか、その期間を安全に管理できるという考え方を持っていますので、それについては明確にした基金にしていきたいというのは当然の話でありまして、それを各首長が理解をし、議会である程度皆さんの議論を経た上でやっていきたいというふうに思っています。

しかしながら、一つだけ言えるのは、どこの市でも数年後には人口の減少が始まる。人口の減少イコール税収の減であります。そういった部分を考えていくと、そういった基金を一部事務組合で持っていないと維持管理費はできないだろうと。いわゆるプラントというのは相当のお金がかかりますので、そういった部分を考えていくことも必要だろうというふうに思っています。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 武藤俊宏議員。

◎（武藤俊宏議員） 当然だと思うんですね。今、繰越金とか分担金の余剰金からのお話でしたけれども、本来はそういったような概念の中から今のお話が進

んでいくということだと思いましたが、急遽ちょっとこの場でお聞きしたので、当然そういったような背景を持ったご発言だったとは思いますが、それがまず第一じゃないかと思えます。各市においても、事務組合の総量をまず計算した上で、こういったものの話をしないといけない課題じゃないかなと思いましたが、その背景について聞かせていただきました。

当然人口減少、2022年には出生者数も80万人を割り込むというような報道もありますから、そのことに対してはしっかりと各三市やっているとと思えますし、財政状況も全て市によって、今、組合長の海老名市のお話はされましたけれども、構成三市の中で進めなきゃいけないことや、さらに事務組合で進めなければいけないこともございますので、それを踏まえた中で、目的とその方向に合わせた、進めるべき方向は必要なことだと思いますが、その内容を精査していただきたいなどと思ひまして、ちょっと確認をさせていただきました。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第5号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

(午後 3 時55分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 30 日

高座清掃施設組合議会議長 荻 原 健 司

高座清掃施設組合議会署名議員 上 田 博 之

高座清掃施設組合議会署名議員 安 田 早 苗